

## 船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第63号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年12月10日 13時30分ごろ	
発生場所	愛媛県東予港	
事故等調査の経過	平成21年2月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第五十芸予丸、19トン 260-33362、芸予マリン有限会社 B 台船 芸予1号、長さ50m、幅14m、深さ3m 芸予マリン有限会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	B 船底部擦過傷	
事故等の経過	A船は、東予港で鉱滓約900トンを積載したB船を押航して同港内の工事現場に向け航行中、平成20年12月10日13時30分ごろ、B船が浅所に乗り揚げて船底部を擦過した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押して航行中、潮高と水深を考慮せず、また、水路の調査を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して航行中、潮高と水深を考慮せず、また、水路の調査を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	